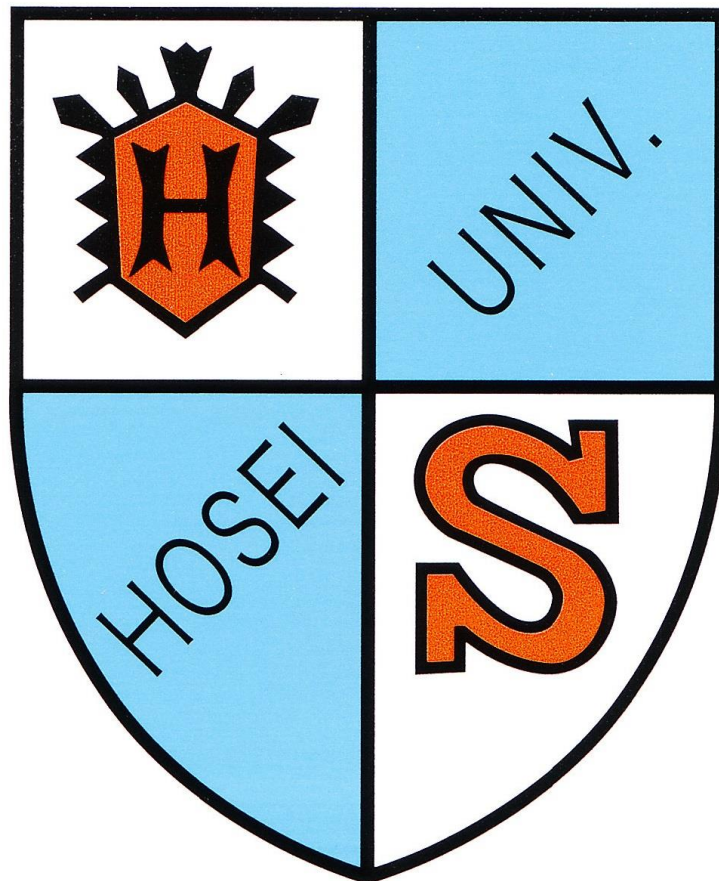


# 法政大学国際高等学校

## 教育的支援に関するポリシー



本校はここで学ぶすべてのものに学習に関する平等な機会が与えられなければならないと考えている。何らかの事情・理由によって生徒が通常の学習プログラムを受けることができない場合、または通常の評価の機会が得られない場合、本校は、本校が有するさまざまな学習資源を提供する。

本校は生徒一人ひとりの尊厳を尊び、\*1個人情報の保護に関して学校、県、国のガイドラインを遵守する。

## 学校の責任

本校は、すべての生徒が安心して学習することのできる環境をつくり、提供する。また生徒が学校生活を送るにあたって何らかの障害を抱えた（抱えている）場合、本校は可能な限り学習環境を整えるための対策をとらねばならない。

教員が生徒の出席状況、学習状況、そのほかの諸活動の場における何らかの変化や異常等に気づいた場合、その内容は各部署を通じて教員組織に周知される。教員組織はその変化をもたらした要因・原因等の把握に務め、当該の生徒に対する適切な支援計画を策定する。

支援を必要とする生徒が IB コース生である場合、DP コーディネーターが加わってこれを行う。IB コース生の標準評価基準にアレンジ（変更、修正等）が必要である場合、DP コーディネーターは当該する生徒の代理として IB 機構へアレンジの内容について申請する責任を有している。

## 学習者自身の責任

本校は、生徒みずからもまた自身の学習に責任を持つべきだと考える。従って、生徒は、自身の学習あるいは評価にあたって妨げとなる何らかの障害がある、または生じた場合、それを学校に直接あるいは保護者を通じて知らせる必要がある。すなわち、生徒は必要な学習援助を受けることに対して積極的な行動をとらなければならない。

すべての生徒は学校からの支援に加えて、学校カウンセラーに相談することができる。カウンセリング組織当局の規制とプライバシーおよび守秘義務関連の法律に則り、カウンセリングの有無およびその内容は、生徒の自由裁量で決定される教員にのみ公開される。唯一の例外は、相談者の健康な生活が重大な危機的状況にあるとカウンセラーが懸念し、従って学校および保護者に知らせることが職務上の義務であると認識した場合である。

## 保護者の責任

生徒が学習の支援、また標準とは異なる評価条件の設定を必要とする状況にある場合、保護者は生徒の状況・状態に関する最新の情報と、配慮の必要性や内容（程度）を判断するにあたって根拠・証拠となる客観的資料（例えば、医師による診断書等）を学校に提供しなければならない。

IB コース生に対し標準とは異なる評価条件の設定を行う必要があるとき、DP コーディネーターは IB 機構に申請しなければならない。その際、当該生徒の保護者は IB 機構から要求された客観的資料・書類等を学校に提供しなければならない。

v1.00 20181003

© This document is the property of Hosei University Kokusai High School. Once printed this document is considered an uncontrolled version. For the official, current version refer to the School Policy at <https://kokusai-high.ws.hosei.ac.jp/>

## 学習支援を必要とする生徒の評価と単位認定について

本校は、傷病や傷害等によって通常の学習活動が困難な状況・状態に置かれている生徒に対する特別規定を有している。この規定に基づき、生徒が傷病や傷害等の理由から通常の学習活動を継続することが困難である場合、また正当な評価査定を受けることが難しい場合、本校は生徒個々の状況・状態に応じた、可能で適正な学習計画を策定する。生徒がその計画にそって学習活動を終え、また評価を得た時点で、個別に単位を認定する。 | 3

また本校は、学習評価の機会（各種試験）においては、すべての生徒が可能なかぎり公正な条件の下でその学力が発揮されるべきだと考える。しかし、標準的な条件下では、学習支援を必要とする生徒の学力が十分に発揮できない、不利な立場に置かれることも十分にあり得る。このような場合、支援を必要とする生徒は受験場の配慮を受けることが認められ、学校はそのための必要な環境を整えなければならない。

IB コース生の評価機会に於いて、一定の配慮を行わなければならない場合、DP コーディネーターは当該する生徒の代理として IB 機構へ配慮内容について申請する責任を有している。IB コース生に関して本校は IB 機構の指導原則を支持し、受験場等の配慮については基本的にこれら指導原則に則って行われる。IB 機構の指導原則は以下の通りである。

- 1.1 IB は、いずれの科目においても志願者に付与された成績が志願者が身につけた学力を表すものであるということについて、誤解を招くことのないよう保証される。配慮を必要とするか否かにかかわらず、すべての志願者に同じ評価の基準（スタンダード）が適用される。
- 1.2 受験上の配慮は、長期的な疾患や障害など、志願者が身につけた学力を示す際に支障をきたし得る特別な事情を軽減することを意図している。申請する受験上の配慮は、いかなる評価要素コンポーネントにおいても、その志願者を有利にするものであってはならない。
- 1.3 本資料で説明されている受験上の配慮は、IB 資格を取得、または各コースを修了するための評価要件のすべてを満たす素質をもち合わせている志願者を対象としている。
- 1.4 ディプロマプログラムでの学習および模擬試験において生徒が配慮を必要とする場合、学校は適宜必要な対応をとることができる。一方、評価に関わる試験や課題における配慮では、本資料で許可が不要と明記されているもの以外はすべて IB アセスメントセンターによる事前の許可が必須である。また、ディプロマプログラムの履修を希望する生徒が「創造性・活動・奉仕」（CAS）の要件を満たすことが困難な場合については、IB の学校支援サイト「IB アンサー」を通じて相談が必要である。
- 1.5 IB はその志願者が通常の学習環境で受けている配慮と同等の配慮を受験でも許可するよう努めている。ただし、許可される配慮は、IB の方針と実践に一致するものに限られる。学校側が申請した配慮すべてを IB が常に許可するわけではない。コーディネーターは、配慮を申請する志願者が、通常、教室でどのような配慮を受けているかについて情報を提供するよう求められる。

- 1.6 I Bは国際的な視野に基づく教育理念を掲げている。したがって、I Bの受験上の配慮に関する方針は、それぞれの国での標準的な対応とは異なる場合がある。I Bの方針は、配慮を必要とする志願者への公正な評価を実現するため、さまざまな国々で行われている対応を検討して策定されたものである。
- 1.7 I Bは、可能な限りにおいて、似たような配慮を必要とする志願者間では同様の対応をとるよう努める。ただし、学習支援に対する認識の文化的相違や、各校が講じることのできる対応の性質などといった理由から、各国の志願者に対する同等性を保つ際には、ある程度の妥協が必要な場合もある。
- 1.8 受験上の配慮の申請は、独立した案件として個別に審査される。I Bもしくはその他の機関によって過去に許可された受験上の配慮が、コーディネーターが提出する申請に対する可否の決定に影響を与えることはない。
- 1.9 I Bは、志願者に関するすべての情報を秘密情報として扱う。必要のある場合には、これらの情報はI Bの担当職員と最終資格授与委員会（final award committee）のメンバーの間のみにおいて共有されるが、その場合にも秘密情報として扱うよう指示される。
- 1.10 志願者の成績に、受験上の配慮が許可されたことを示すような印や注釈をI Bがつけることは一切ない。
- 1.11 受験上の配慮を実施するにあたって、I Bによって定められている条件を学校が満たしていない場合、または、学校がI Bの許可なく受験上の配慮を実施した場合、その科目およびレベルの成績が志願者に付与されない可能性がある。
- 1.12 試験での使用言語を志願者が十分に使えない場合、それがあらかじめ特定された学習支援の必要性から生じている性質のものであることが証明されれば、受験上の配慮が許可されることがある〔グループ3～6（「個人と社会」「理科」「数学」「芸術」）の科目では、いずれの志願者も筆記試験で語学辞書を使用することが認められている〕。
- 1.13 内部評価において受験上の配慮が許可された場合、審査のため、I Bは志願者の学習成果物をI Bアセスメントセンターに提出するように求めることがある。
- 1.14 学校は、試験官に志願者の状態や支障となり得る特別な事情について知らせてはならない。同様に、教師が評価課題の内部評価を行う際に、採点に斟しんしゃく酌を加えてはならない。必要がある場合には、I Bが合理的な調整を図る。
- 1.15 どのような受験上の配慮が実施可能かは、定期的に見直される。I Bは、コーディネーターが提案する代替案について、同様の事情のある他の志願者にも共通して適用できる可能性がある場合に限り、検討する。
- 1.16 I B資料（英語版）『*General regulations: Diploma Programme*（総則：D P編）』に規定されているとおり、ディプロマプログラムの履修生は、I B資格を取得するために3回まで受験することができる。学習支援を必要とする志願者は、I Bの裁量により、追加の試験セッションを許可される場合がある。

- 1.17 志願者の障害または受験上の配慮の性質が試験中の他の志願者の妨げとなる場合、その志願者は別室で受験しなければならない。またその場合、その志願者はディプロマプログラム試験の実施要綱に従って監督されなければならない。
- 1.18 筆記試験はディプロマプログラム試験の実施要綱に従って監督されなければならない。志願者を監督する者は志願者の親族、または利益相反が明らかである者もしくは認められる者であってはならない。
- 1.19 受験上の配慮に関連して生じた問題、または志願者が直面した予期せぬ困難な事態に関しては、すべてIBの学校支援サイト「IBアンサー」に速やかに報告するようにする必要がある。

## 学習支援を必要とする本校受験志願者について

本校は、学習支援を必要とする受験生の保護者が、必要な支援について相談するために、前もって本校に連絡する、また訪問する事を奨励している。

出願の際、必要な支援を要請する受験生および保護者は、支援の内容と理由とについて事前に学校に知らせることが求められる。また受験の際の条件や環境が志願者にとって困難をもたらすという懸念がある場合、保護者は本校にその旨を連絡することを求める。

学習支援が必要であるか否かを問わず、すべての受験者に同等の評価基準を用いることが本校の方針である。

## 本方針の改訂について

本方針は、毎年7月に改訂される。次回の改訂は2019年7月である。改訂された方針はすべての志願者、学校関係者に開示される。

\*1 個人情報のガイドラインにおいては以下の付記を参照。

## 法政大学国際高等学校における個人情報の取り扱いについて

本校は教育機関として多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の施行以前より、その重要性に鑑み、大学が定めた保護規程（※下記）により、保護・管理の徹底を図ってきました。同時に、生徒の学習・生活支援、保護者活動の円滑化、ならびに生命・身体・財産の保全上必要な個人情報を活用しています。出願時・入学時および在籍中に収集した生徒ならびに保護者・保証人の個人情報については、原則として教育上の配慮に基づき、生徒本人や保護者への成績・履修状況、手続き通知等、下記を主とする目的で使用します。

（※保護規程「法政大学個人情報保護及び特定個人情報取扱規程」「個人情報の取扱ガイドライン」）

### 記

#### 1. 本校における個人情報の内容とその利用目的について

本校では、個人情報を収集する際にあらかじめその利用目的を明確にします。個人情報によりその利用目的は異なりますが、生徒および保護者に係る個人情報の内容・目的は以下のとおりです。なお、業務委託などで外部へ情報を提供する際には、従前より情報管理条項を設けた契約のもとで適切な管理・監督を行っており、今後も管理・確認を含めて厳格に対応します。

#### 個人情報

生徒情報（氏名、学籍番号、学年、所属、性別、生年月日、住所、電話番号、学校内認証記号、履修・成績、健康状態、血液型、入学前の経歴）、保護者情報（氏名、続柄、住所、電話番号、生年月日、職業、メールアドレス）、家族情報（氏名、続柄、生年月日、職業・通学先）、緊急連絡先電話番号、災害時寄留先情報（氏名・生徒との関係・住所・電話番号）、学費自動振替口座情報（金融機関名、口座番号、口座名義）

#### 個人情報の利用目的

- 学籍管理および学籍異動管理を行うため
- 生徒指導を行うため
- 成績・履修に関わる帳票作成および集計、本人・保証人への連絡のため
- 学年・クラス・クラブ活動等において、安全対策を目的とした各種連絡網の作成のため
- 進路関係情報を管理するため
- 学費情報の管理、帳票作成、また本人・保証人への送付・連絡のため
- 図書館利用サービス実施のため

v1.00 20181003

© This document is the property of Hosei University Kokusai High School. Once printed this document is considered an uncontrolled version. For the official, current version refer to the School Policy at <https://kokusai-high.ws.hosei.ac.jp/>

- 奨学金業務に関連する資料作成、また本人・保証人への連絡のため
- 生徒の健康管理に関する資料を作成・保管するため
- 学習・生活支援・進学等に伴う関係諸機関への届け出のため
- 広報誌（紙）の送付のため
- 募金依頼関係書類の送付のため
- 公開講座の広報・受講手続きを行うため
- 卒業生データを作成・管理するため
- 本校と関連する団体（PTA、同窓会等）と[共同利用](#)するため（保護者・保証人の情報を含む）
- 学校法人法政大学の管理・運営にかかわる業務（推薦試験出願・寄付金依頼）において必要な事項を処理・連絡するため

引用：<https://kokusai-high.ws.hosei.ac.jp/privacy/>